

和歌山市介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第40条第6号の居宅介護住宅改修費又は法第52条第6号の介護予防住宅改修費（以下これらを「住宅改修費等」という。）に係る受領委任払いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）要介護被保険者等 居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者をいう。
- （2）登録事業者 住宅改修を行う事業者で、市長の登録を受けたものをいう。
- （3）受領委任払い 市が要介護被保険者等に対し住宅改修費等を支給するに当たり、当該要介護被保険者等に代わり、当該要介護被保険者等から住宅改修費等の受領についての委任を受けた登録事業者に支払うことをいう。

（登録事業者の登録）

第3条 登録事業者の登録は、住宅改修を行う者の申請により、住宅改修を行う事業所（第5条第1項において単に「事業所」という。）ごとに行う。

- 2 登録事業者の登録を受けようとする者は、住宅改修費等登録事業者登録申請書（別記様式第1号）に住宅改修費受領委任に係る誓約書（別記様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の適否を決定するものとする。この場合において、登録することと決定したときは、登録番号、登録日その他必要な事項を住宅改修費等登録事業者登録通知書（別記様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。
- 4 登録の有効期間は、登録日からその日後における最初の西暦年数が3で整除することができる年の11月末日までとする。

（登録の更新）

第4条 登録事業者の登録は、前条第4項に規定する登録の有効期間の末日までに更新を受けなければ、その効力を失う。

- 2 前条の規定は、登録の更新について準用する。

（変更等の届出）

第5条 登録事業者は、次の事項に変更があったときは、10日以内に、住宅改修費等登録事業者登録事項変更届出書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- （1）登録に係る事業所の名称及び所在地
- （2）申請者の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名
- （3）その他登録の申請に係る事項

- 2 登録事業者は、住宅改修を廃止し、若しくは休止しようとし、又は休止した住宅改修を再開したときは、その廃止、休止又は再開の日までに、住宅改修費等登録事業者事業廃止・休止・再開届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（登録事業者の責務）

第6条 登録事業者は、要介護被保険者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護被保険者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な住宅改修を行わなければならない。

（登録の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業者の登録を取り消すことができるものとする。

- （1）要介護被保険者等の求めにもかかわらず、正当な理由なく受領委任払いを拒否した場合

- (2) この要綱に定める所定の手続を行わなかった場合
- (3) 登録事業者の責めに帰すべき事由により、要介護被保険者等の身体、財産等に損害を加えた場合
- (4) その他市長が登録の取消しについて必要と認めた場合

2 市長は、前項の規定に基づき登録を取り消したときは、住宅改修費等登録事業者登録取消通知書（別記様式第6号）により当該取消しを受けた事業者に通知するものとする。

（事前承認）

第8条 この要綱に定める受領委任払制度により住宅改修を行おうとする要介護被保険者等は、住宅改修の着工前に、介護保険住宅改修事前審査票兼承認通知書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改修に係る見積書
- (2) 和歌山市介護保険施行規則（平成12年規則第95号）第26条第2項に規定する住宅改修理由書
- (3) 改修前の状態が確認できる写真（日付の入ったもの）
- (4) 住宅改修箇所を示す平面図
- (5) 住宅の所有者の承諾書（住宅が借家等の場合）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、速やかにこれを審査し、改修の内容が住宅改修費等の支給要件を満たしていると認めるときは、住宅改修を行う要介護被保険者等に介護保険住宅改修事前審査票兼承認通知書により通知するものとする。

3 住宅改修を行う要介護被保険者等は、前項の規定による通知を受理した後でなければ住宅改修の着工を行うことができない。

（支給申請）

第9条 受領委任払いにより住宅改修費等の支給を受けようとする要介護被保険者等は、介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事内訳書
- (2) 住宅改修等に要した費用に係る領収証（要介護被保険者等をその名あて人とするものに限る。）
- (3) 改修後の状態が確認できる写真（日付の入ったもの）
- (4) 介護保険住宅改修事前審査票兼承認通知書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る住宅改修が要介護被保険者等が現に居住する住宅について行われるものであり、かつ、当該要介護被保険者等の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められるときは、住宅改修費等を当該要介護被保険者等に代わり、当該登録事業者を支払うものとする。

3 前項の規定による支払があったときは、要介護被保険者等に対し住宅改修費等の支給があったものとみなす。

（受領委任払いの適用除外）

第10条 次の各号のいずれかに該当する要介護被保険者等については、前条の規定は、適用しない。

- (1) 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けていること。
- (2) 法第67条第1項又は法第68条第1項に規定する保険給付差止めの記載を受けていること。
- (3) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けていること。

（自己負担）

第11条 要介護被保険者等（前条に規定する要介護被保険者等を除く。）は、住宅改修を行った際には、その改修に要する費用の一部として、法第45条第3項又は法第57条第3項に規定する現に当該住

宅改修に要した費用の額の100分の10に相当する額を支払わなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 登録事業者の登録に関し必要な行為は、この要綱の施行前においても、第3条の規定の例により行うことができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際に現に存するこの要綱による改正前の和歌山市介護保険居宅介護（支援）住宅改修費受領委任払取扱要綱別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第4号、別記様式第5号、別記様式第7号及び別記様式第8号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際に現に存するこの要綱による改正前の和歌山市介護保険居宅介護（支援）住宅改修費受領委任払取扱要綱別記様式第1号、別記様式第4号及び別記様式第5号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。